

令和 7 年 8 月 14 日

宮津市渇水対策緊急支援事業の実施について

～ 地域で取り組む渇水対策を支援します ～

宮津市では、渇水による緊急対応として、農家組合等への渇水対策緊急支援事業を実施します。（今夏の京都府水稻渇水対策等支援事業の補助対象に該当しない農家組合等の渇水対策の取組を支援します。）

渇水による緊急対応として、7 月 31 日から実施されている京都府による水稻渇水対策等支援事業に加えて、府の補助対象要件に該当しない農家組合等の取組を支援し、負担軽減を図ることで、農業の維持・継続につなげるものです。

事業名

- ・ 宮津市渇水対策緊急支援事業

制度概要

- ・ 農家組合等が今夏の渇水に対応するための機器導入等への補助を行う（京都府の補助対象要件にならない農家組合等への支援の充実を図る）
- ・ 補助内容は京都府と同様
- ・ 京都府の定める事業実施主体の要件を緩和し実施するもの

事業内容（事業実施主体以外は、京都府と同じ）

< 事業実施主体 >

- ・ (1) 農家組合または (2) 農産物の生産組合で、導入機器等を共同利用・共同活用する場合に限る

< 補助対象経費 >

- ・ 農業用揚水ポンプの導入、配水車リースなど渇水対策に資する経費
- ・ 令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日までに納品・実施されたものに限る

< 補助率・補助上限額 >

- ・ 1/2 以内、10 万円

< 募集期間 >

- ・ 令和 7 年 8 月 18 日（月）から令和 7 年 8 月 29 日（金）まで

【担当者のコメント】

平成 25 年度にも宮津市渇水対策緊急支援事業を実施し、6 団体が活用されています。（補助内容は令和 7 年度と異なります。）

お問い合わせ先

産業経済部 農林水産課 農林水産係

TEL : 0772-45-1626